

香川県養護教諭協会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、香川県養護教諭協会と称する。

第2条 本会は、県内の養護教諭・養護助教諭及び養護関係職員をもって組織する。

第3条 本会の事務局は、会長在任校に置く。

第4条 本会は、養護教諭・養護助教諭及び養護関係職員の資質向上を図るために研究協議などを
行い、学校保健の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 養護教諭・養護助教諭及び養護関係職員の資質の向上に関すること。
- (2) 学校保健の調査研究に関すること。
- (3) 機関誌の発行に関すること。
- (4) 四国養護教諭研究会・全国養護教諭の研究組織との連携を図ること。
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 役 員

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名 (小・中・高各養護部会より選出された2名ずつ)
- (3) 庶務 2名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 専門部長 3名 (各部より1名ずつ)
- (8) 理事 各支部長

前項の外、顧問に前会長があたり、1年間は役員会に出席する。

第7条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長は当番ブロックにおいて選出し、総会（紙上総会を含む）において決定する。
- (2) 副会長・庶務・書記・会計・会計監査・専門部長は、会長が委嘱する。
- (3) 理事は、各支部長が兼任する。

第8条 役員は、この会の目的達成のための立案、運営にあたる。

- (1) 会長は本会の会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行するとともに3つの専門部の指導もあわせて行う。
- (3) 庶務は会の進行を円滑に図るための事務を担当する。
- (4) 書記は会議の記録を担当する。
- (5) 会計は会の会計事務を担当する。
- (6) 会計監査は本会の経理を監査する。
- (7) 専門部長は各部の事業を担当する。
- (8) 理事は各支部との連絡調整にあたる。
- (9) 顧問は会の相談に応じる。

第9条 各支部ごとに、支部を置く。ただし、2以上の郡市をもって支部を置くこともできる。

各支部長を1名以上

第10条 本会に次のブロックを置く。

- 1 小学校（高松・木田・香川）
- 2 小学校（さぬき・東かがわ・小豆）
- 3 小学校（坂出・綾歌・丸亀）
- 4 小学校（仲善・三観）
- 5 中学校（東讃）
- 6 中学校（西讃）
- 7 高等学校・特別支援学校

第11条 役員の任期は総会より2か年とする。ただし留任を妨げない。

第3章 会議

第12条 会議は、総会・役員会とする。

第13条 総会は毎年1回以上開く。

- | | | |
|----------------|--------------|---------|
| (1) 事業計画の審議と承認 | (2) 予算・決算の承認 | |
| (3) 役員改選 | (4) 会則の変更 | (5) その他 |

第14条 会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第15条 役員会は、毎学期1回開く。なお、必要あるときは、臨時役員会を開くことができる。

第16条 役員会は総会につぐ決議機関であり、総会提出議案を審議する。

第17条 総会及び役員会は、その構成人員の過半数をもって成立し、会議の議事は参加者の過半数の賛成で決定する。

第18条 役員会には、3つの専門部（研修部・編集部・調査部）を置く。

- (1) 研修部は、研修会の計画と運営を行う。
- (2) 編集部は、研究集録「あゆみ」と広報紙「かけはし」を発行する。
- (3) 調査部は、執務上の問題点、その他各種調査と分析を行う。
- (4) 各専門部は、必要あるときは臨時に各部会を開くことができる。

第4章 会計

第19条 この会の経費は、会員よりの会費・助成金・寄付金・その他の雑収入をもって充てる。

第20条 予算は前年度開始前役員会において編成し、総会の決議をもって決定する。

第21条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- (1) 香川県養護教諭協会の目的を達成するため、支部単位の研修会を開催することができる。
- (2) 設立趣旨に基づき、全員加入とする。
(設立趣旨:本団体は、組合的要素をもたない研究団体である。)
- (3) 本会則は 昭和 25年 6月 10日より施行する
本会則は 昭和 47年 5月 30日一部改正
本会則は 昭和 57年 8月 25日一部改正
本会則は 平成 3年 6月 11日一部改正
本会則は 平成 16年 8月 24日一部改正
本会則は 平成 19年 8月 8日一部改正
本会則は 平成 29年 8月 4日一部改正
本会則は 令和 4年 8月 8日一部改正